

# 第3章

## 人権問題の現状と課題

#### (序文)

我が国は、日本国憲法で基本的人権を保障し、また、国連が採択した人権関係諸条約を批准し、人権尊重社会の形成に向けた取組を進める中で、国民の人権問題に対する意識は徐々に高まってきています。

しかしながら、日本では、地域社会における「同質性」が伝統的に重視され、地域・集団と異なる文化、習慣、立場、意見、行動を「異質」なものとして容易に受け入れないという精神的風土が今なお根強く、また一部に非科学的な因習や慣習にとらわれるなどの側面があり、社会的弱者や少数者に対する偏見や差別が存在しています。

この章では、私たちの身の回りにある様々な人権問題について、正しい理解と認識を深め、解決につなげていく手がかりを述べています。

人は、社会生活の中でだれかに支えられ、またなんらかの形で、だれかを支えている関係にあります。人権問題はすべての人にかかわる身近で日常的な問題であり、一つの人権問題を学ぶことがすべての人権問題への理解へとつながります。この理解を通して人権感覚を養い、互いの尊厳と権利を尊重し合う生き方へと広がりを持たせることが大切です。

## 1 同和問題

### (1) 基本認識

1965年（昭和40年）の「同和対策審議会答申」<sup>(\*)</sup>では「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態に置かれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権が侵害され、特に近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」としています。

封建社会の身分制度において、最下層の賤しい身分として規定された人々は、職業、住居、婚姻、交際、服装等に至るまで社会生活のあらゆる面で厳しい差別扱いを受け、その人格が踏みにじられていました。

明治時代になり、「解放令」によって、制度上は「四民平等」となりましたが、差別をなくするための政策が行われなかったため、その後においても、経済的、社会的、文化的に低位な状態に置かれ、差別意識も払拭されず、基本的人権の保障が確立されませんでした。

大正時代になると同和地区の中から差別解消に向けた運動が高まり、全国水平社として結実し、1922年（大正11年）に全国水平社創立大会が京都で開催され、「水平社宣言」が採択されました。この「水平社宣言」は日本最初の人権宣言とも呼ばれ、部落解放の理念の原点ともなり、不当な差別からの解放を目指す運動が全国的に広がりました。

同和問題を人権問題として明確に位置付けるとともに、その早急な解決こそ国の責務であり国民的課題であることを示した「同和対策審議会答申」に基づき、1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法」が施行され、実態的差別（同和地区住民の生活状態にあらわれている差別）や心理的差別（人々の観念や意識の中に潜在する差別）の解決に向けた総合的な取組が始まりました。以来、33年間にわたる法的措置が講じられた結果、住環境等に見られた劣悪な状態は改善され、様々な面での格差の是正や、差別意識の解消についても相当の成果を収めてきました。

しかしながら、実態的差別が相当に改善されたにもかかわらず、心理的

差別は完全に払拭されたとは言えない状況にあります。「今後、差別意識の解消を図るにあたっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられます。その中で、同和教育問題を人権問題の重要な柱の一つとしてとらえ、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて積極的に推進すべきである。」という地域改善対策協議会の意見具申の中にある基本的な考え方に基づいて、今後も、人権教育・啓発を積極的に推進する必要があります。

#### 略 年 表

1603年 (慶長8年)	・ 家康(征夷大將軍)、江戸に幕府をおく
1869年 (明治2年)	・ 封建的身分制度改廃
1871年 (明治4年)	・ 太政官布告「解放令」
1922年 (大正11年)	・ 全国水平社創立、「水平社宣言」採択
1950年 (昭和25年)	・ <sup>(*)</sup> 田辺市人権擁護連盟創立
1965年 (昭和40年)	・ 同和対策審議会答申
1969年 (昭和44年)	・ 「同和対策事業特別措置法」施行
1970年 (昭和45年)	・ 「和歌山県同和対策長期計画」策定
1973年 (昭和48年)	・ 「和歌山県同和教育基本方針」策定
1996年 (平成8年)	・ 地域改善対策協議会意見具申 ・ 「『人を大切にする教育』の基本方針」策定
1999年 (平成11年)	・ 「『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画」策定
2000年 (平成12年)	・ 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
2002年 (平成14年)	・ 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」失効 ・ 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 ・ 「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」制定
2005年 (平成17年)	・ 「『人を大切にする教育』の基本方針」改訂

## （2）現状と課題

同和問題の早期解決の取組については、前項の基本認識でも述べているように、特別立法による同和対策事業が推進され、多くの成果がみられました。国や県の施策のもと、合併前の旧5市町村においても同和対策事業の推進に取り組んできました。その結果、同和地区の劣悪で低位な実態は大きく改善され、住環境整備についてはほぼ完了の域に達し、実態的差別は相当に解消されました。

福祉・教育についても、地区の隣保館、児童館を中心に関係施設と連携した取組を行い、生活を取り巻く課題の解決と教育の機会均等や基礎学力の向上等に一定の前進をみました。

教育・啓発の分野では、学校教育はもとより社会教育においても、公民館や各種団体等を中心にして人権学習を進め、人権意識の向上を図ってきました。

このように、同和問題解決に向けた特別対策は一定の成果を上げ、2002年（平成14年）3月末の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」の失効により、行政の取組も特別対策から一般対策へ移行しました。しかしながら、立法措置の期限が切れたことが、同和問題の解決を目指す取組の放棄を意味するものではなく、その解決は全市民的な課題であることは言うまでもありません。2000年（平成12年）に和歌山県が実施した「同和問題に関する和歌山県民の意識調査」でも、同和問題の歴史的な経過や内容について十分に理解できていないこと、結婚についての差別意識が残っていること、同和問題を市民全体の課題として解決することに消極的な意識を持っていることなどが課題としてみられます。

また、最近では、全国的にみると、インターネット、郵便物、トイレ等の場所に賤称語などを使って相手を誹謗中傷する差別落書きが発生しています。また、企業等に対して不当な要求などを行い同和問題解決の妨げともなっている「えせ同和行為」<sup>(\*)</sup>も依然としてみられます。

同和問題における結婚差別、就職差別、同和地区の土地への差別などの背景には、同和地区、地区住民、地区出身者に対する誤った意識や偏見が潜在していると考えられます。こうした心理的差別の解消のため、なお教

育・啓発を進めることが必要です。

### ■ (3) 基本的な取組

#### ① 同和問題の正しい理解

我が国固有の社会問題である同和問題の歴史的な背景や差別を解消するための努力、同和対策事業の経緯など同和問題に対する正しい理解を深めるための教育・啓発を推進します。

#### ② 同和問題は人権問題の重要な柱の一つであるという認識

同和問題には固有の経緯が存在し、我が国の重要な国民的課題であることを認識する必要があります。同和問題の解決があらゆる人権問題の解決につながり、また様々な人権問題の解決が同和問題の解決につながっていくという考え方を大切にされた施策を推進します。

#### ③ 差別を許さない社会の形成

同和問題に関する市民の差別意識は解消に向けて着実に進んでいるものの、悪質な差別落書きやインターネットを悪用した誹謗中傷など、同和問題に起因した人権侵害が今なお発生している現状があります。市民一人ひとりが同和問題を自分の課題としてとらえ、市民の人権意識が全体として差別や不合理・偏見を許さない状況となるよう、啓発活動を推進します。

#### ④ 「『人を大切にする教育』の基本方針」に基づいた教育の推進

田辺市教育委員会が策定した「『人を大切にする教育』の基本方針」についての理解を深めるとともに、この方針に基づいた教育を推進します。

## 2 女性の人権

### (1) 基本認識

我が国における女性の人権保障は、戦後の民主化と共に始まりました。1946年（昭和21年）に公布された日本国憲法において、個人の尊厳と両性の本質的平等がうたわれ、同年の選挙法の改正により、はじめて女性に参政権が認められ、それ以後、社会における様々な分野で活躍する女性も増えてきました。

また、1985年（昭和60年）に女子差別撤廃条約を批准し、1999年（平成11年）には、男女が共に参画する社会を目指して「男女共同参画社会基本法」が施行され、様々な取組が行われています。

しかしながら、日本の長い歴史の中でつくられてきた男性優位の考えや女性に対する差別・偏見、性別による固定的な役割分担意識などがいまだに根強く存在し、<sup>(\*)</sup>男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。

変化する意識や考え方がある中で、根強く変わらない意識にとらわれることが、結果として、男女それぞれの活動の広がりを難しくしてしまうおそれがあり、一人ひとりの個性と能力の発揮を妨げることにもつながりかねません。

女性に対する偏見や差別をなくし、性別にかかわらず人権が尊重され、男女がそれぞれの個性と能力を十分発揮することができ、多様な生き方を選択できる社会にするために、これまで固定的に考えられてきた男女のあり方や社会の仕組みを見直す必要があります。

### 略年表

1976年（昭和51年）	・ 国連婦人の10年（1985年までの10年間）
1979年（昭和54年）	・ 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択
1985年（昭和60年）	・ 「（女子差別撤廃条約）」批准
1986年（昭和61年）	・ 「（男女雇用機会均等法）」施行
1995年（平成7年）	・ 第4回世界女性会議（北京）開催、「北京宣言及び行動綱領」採択
1997年（平成9年）	・ 田辺女性センター「W I S H」（現田辺市男女共同参画センター）設置
1998年（平成10年）	・ 和歌山県女性センター「りいぶる」設置

1999年（平成11年）	・「男女共同参画社会基本法」施行
2000年（平成12年）	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「和歌山県男女共生社会づくりプラン」策定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行
2001年（平成13年）	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
2002年（平成14年）	・「和歌山県男女共同参画推進条例」制定
2003年（平成15年）	・「和歌山県男女共同参画基本計画」策定
2005年（平成17年）	・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定
2007年（平成19年）	・「田辺市男女共同参画プラン」策定

## （2）現状と課題

私たちは、個性や能力を制限されたり否定されたりすることなく、自らの意思で活動し、幸せを求めて生きていく機会を与えられなければなりません。男女の性別の違いを理由として、こうした機会が制限されたり、差別的な取り扱いがされてはなりません、現状はどうでしょうか。

男女の固定的な役割分担意識によって、女性に対する家事・育児・介護等への過重な負担が問題となっています。家庭生活のあり方等を含め、男性側の分担意識や協力が必要となっています。また、男性優位の考えから来る就職や職場における男女間の格差がなお存在し、各種の審議会・委員会・団体組織などへの女性の登用や参画率もまだまだ低い状況にあります。男女共同参画社会をつくっていくためには、女性が自らの力を引き出して、個性を生かし能力を発揮することができる環境が大切です。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）や性犯罪、売買春、ストーカー行為などは、精神的暴力や身体的暴力として女性の人権を著しく侵害するもので、その根絶は大きな課題です。

男女が、社会の対等な構成員として互いに人権を尊重し協力し合って、その個性、能力を発揮していける社会を築いていくことが大切です。

### ■ (3) 基本的な取組

#### ① 固定的な性別役割分担意識の見直し

固定的な性別役割分担意識が、社会活動への参画に対し制約を及ぼすおそれがあります。これまで社会の中で当たり前とされてきた男女のあり方を見直し、男女が良きパートナーとしてお互いを尊重し、協力し合うことができる社会環境をつくるための教育・啓発を推進します。

#### ② 女性の社会参画の促進

各種の役職、審議会、委員会などに女性の登用を促すとともに、あらゆる分野において女性の参画が図られるよう、意識啓発や環境の整備を促進します。

#### ③ ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントの根絶

夫又は元の夫、恋人などの関係にある男性から女性が受ける肉体的・精神的暴力や、雇用の場などにおいて女性が受けるセクシュアル・ハラスメントは著しい人権侵害であるという認識を深め、それらを根絶するための啓発や支援を進めます。

#### ④ 相談活動・健康支援の充実

安心して子どもを産み育てやすくするため、家庭と職場・地域が互いに協力しながら、保育環境の向上や相談活動・健康支援を促進します。

#### ⑤ 男女共同参画推進のための施策の充実

「田辺市男女共同参画プラン」について、広く市民の理解を深めるとともに、このプランに基づいた施策の取組を推進します。

### 3 子どもの人権

#### (1) 基本認識

我が国では、1947年（昭和22年）に「教育基本法」、1948年（昭和23年）に「児童福祉法」が施行され、1951年（昭和26年）には「児童憲章」が制定されました。また、国際連合では、1959年（昭和34年）に、「児童権利宣言」が採択され、児童の出生権、生存権、発達権、幸福追求権、教育権など各種の権利が確認されました。

1989年（平成元年）に、「<sup>(\*)</sup>児童の権利に関する条約」が国連総会で採択され、我が国は、1994年（平成6年）にその批准を行いました。この条約は、世界の多くの子どもたちが、貧困や飢え、武力紛争、虐待などの状況に置かれ苦しんでいるという現実を踏まえ、18歳未満の子どもを対象として、人としての権利や自由を尊重するとともに、保護と援助の促進を目指したものです。また、この条約では、子どもを大人が保護すべき対象としてのみとらえるのではなく、権利を享受し行使する主体として、生きる権利、参加や意見表明の権利、教育を受ける権利など、子どもの権利をより積極的にとらえています。

子どもの人権を考えるときは、「その発達段階に応じ、合理的な理由がない限り、大人に保障されている人権が、子どもにも同様に保障されるべきである」「子どもは、大人よりも人権が侵害されやすい立場なので、特に注意が必要である」「子どもはよい教育環境の中で、優れた教育を受け権利を有している」という3つの視点が大切です。

子どもの人権侵害の主なものには、「<sup>(\*)</sup>児童虐待」や「いじめ」などがあり、「虐待」については、①身体的虐待（殴る、蹴る、熱湯をかけるなど）、②性的虐待（性的関係を強要するなど）、③心理的虐待（暴言、差別、無視など）、④養育放棄（衣食住の世話をしない、医者に見せない、置き去りにするなど）に分類されています。

また、この他に体罰、放任、過保護、不登校、ひきこもり、問題行動など、様々な課題が生じてきています。

こうした課題が生じてきた背景には、日常生活の中で人間関係を学ぶ機会が少なくなっていること、地域社会における人間関係の希薄化など、子

子どもが育つ社会環境の変化や、大人の価値観の多様化、倫理観の低下などが考えられます。悲惨な事件が多発している今日、社会教育、学校教育、家庭教育の果たす役割が、ますます大切になってきています。

## 略年表

1947年 (昭和22年)	・「教育基本法」施行
1948年 (昭和23年)	・「児童福祉法」施行
1951年 (昭和26年)	・「児童憲章」制定
1989年 (平成元年)	・「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択
1994年 (平成6年)	・「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」批准 ・「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」策定
1996年 (平成8年)	・「『人を大切にする教育』の基本方針」策定
1997年 (平成9年)	・「喜の国エンゼルプラン」策定
1999年 (平成11年)	・「(児童買春・児童ポルノ禁止法)」施行
2000年 (平成12年)	・「児童虐待の防止等に関する法律」施行
2001年 (平成13年)	・「わかやまの青少年プラン」策定
2004年 (平成16年)	・「児童虐待の防止等に関する法律」改正
2005年 (平成17年)	・「『人を大切にする教育』の基本方針」改訂 ・「田辺市次世代育成支援行動計画」策定

### ■ (2) 現状と課題

田辺市では、2005年(平成17年)豊かな未来の創造に向け、子どもの健やかな成長をみんなで支える社会の醸成を基本理念とする「田辺市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育てを支える環境づくりや、次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくりを続けています。

さらに、小・中学校においては、「『人を大切にする教育』の基本方針」を学校教育の全領域の基礎に位置付け、児童生徒の発達段階や実態に応じた指導を行っています。また、田辺市教育研究所に「適応指導教室」を開設し、不登校の児童生徒への支援を行っており、一定の成果を収めています。

「平成17年度 社会福祉行政業務報告」によると、2005年度(平成17年度)に全国の児童相談所に寄せられた児童虐待に関する相談件数は34,472件で、年々増加傾向にあります。虐待された子どものほとんどが小学生以下

で、虐待者の多くは親（実母又は実父）となっています。

全国の「いじめ」の件数は、文部科学省の調査によると、2005年度（平成17年度）は、20,143件（「生徒指導上の諸問題の現状について(概要)」）となっています。「いじめ」は、人間としての尊厳を踏みにじり、時には生命にもかかわる重大な問題です。また、いじめ等が原因となる不登校は、教育を受ける権利を保障する上でも、子どもの人格形成に大きな影響を与えていることが考えられます。

また、文部科学省の学校基本調査によると、2005年度（平成17年度）に不登校で30日以上休んだ小中学生が122,255人で、依然として高い水準にあり、教育上の大きな課題となっています。

民法では「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」とあり、「児童の権利に関する条約（第5条）」においても、「締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母もしくは場合により地方の慣習により定められている大家族もしくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。」とあり、子どもが成長していく過程における親権者の適切な対応も重要となります。

今後は、これまでの取組を一層充実させるとともに、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえた施策並びに教育・啓発を進めていく必要があります。

### ■ (3) 基本的な取組

#### ① 子どもは権利を享受し行使する主体であるという認識

「児童の権利宣言」、「児童の権利に関する条約」、「児童憲章」、「児童福祉法」、「教育基本法」などを踏まえ、子どもが権利を持った一人の人間として尊重され、権利の主体としての子どもの人権が保障される社会を実現するための教育・啓発を推進します。

#### ② 豊かな人権感覚を持った子どもの育成

人間の尊厳を大切にし、自らが主体として自立し、自分自身の言動に対しても責任を持ち、他の人の人権を尊重できる、豊かな人権感覚を持った子どもを育成するため、発達段階に応じた人権教育を推進します。

#### ③ 子どもの人権状況を十分把握した健全な環境づくり

大人の規範意識や倫理観の低下が子どもの問題行動の遠因となっている中で、家庭教育の大切さや、子どもにとって有害な社会環境の浄化に資する施策を推進します。

#### ④ 子どもに対する「虐待」や「体罰」の根絶と「いじめ」や「不登校」問題の解決

子どもに対する「虐待」や「体罰」、「いじめ」や「不登校」の問題は、子どもの健やかな発育・発達を損ない、心身に深刻な影響を及ぼすものであるという認識を広げ、家庭、学校、地域、関係機関が連携して、早期発見や解決への支援に努めます。

#### ⑤ 子育てしやすい環境づくり

「子どもは社会の宝」であるとの認識で、発達支援や保育環境の充実、学校教育の充実に努めます。

## 4 高齢者の人権

### (1) 基本認識

1982年(昭和57年)ウィーンで高齢者問題世界会議が開催され、各国の高齢者対策の指針となる「高齢者問題国際行動計画」が採択されました。行動計画の前文では、「世界人権宣言に謳われた基本的で奪うことができない権利が、高齢者にも完全に、かつ制限されることなく認められる」と再確認され、以来20余年にわたって高齢化に対する政策の指針とされてきました。

高齢者の人権に関して、1991年(平成3年)に、自立、参加、介護、自己実現、尊厳の5項目からなる「国連高齢者原則」が採択され、各国政府が、国内計画に取り入れるべき18の原則を示しました。行動計画採択10周年にあたる1992年(平成4年)の国連総会では、2001年(平成13年)までの10年間にわたる高齢者問題に関する実際的な戦略の必要性を認め、国際社会に対し、「高齢者問題国際行動計画」の実施の促進と、「国連高齢者原則」の普及を要請しています。また、1999年(平成11年)は「国際高齢者年」に指定されました。

2002年(平成14年)、マドリッドで開催された国際会議で「高齢化に関する国際行動計画2002」が決定され、「高齢者と開発」「高齢にいたるまでの健康と福祉の増進」「活動可能かつ支援的な環境整備」の三つの優先分野が設定され、高齢者の生活がどの程度安心できるようなものになるかは、これら三つの優先分野の進展に大きく影響されるとあります。

高齢者問題は、高齢者の数が増加し、人口に占める割合が高くなるという社会の状況と、高齢者個人の加齢に伴って生じる様々な状況という二つの側面から考える必要があります。

一般的に、65歳以上の人口比率が7～14%未満を高齢化社会、14%以上を高齡社会、25%を超えた社会は、超高齡社会といわれています。2006年(平成18年)内閣府の調査(「世帯類型に応じた高齢者の生活実態等に関する意識調査」)によると、一人暮らし高齢者世帯の63%、一般高齢者世帯の58%で日常生活に心配があると答えており、その内容は、「自分の病気・介護」が一人暮らし高齢者世帯・一般高齢者世帯とも最も高く、次い

で、一人暮らし高齢者世帯では、「頼れる人がいない」「大地震などの災害」「収入」、一般高齢者世帯では、「子どもや孫のこと」「大地震などの災害」「収入」などとなっています。

加齢に伴う判断能力の低下や身体機能の減衰は個人差があります。心身の状況により様々なサービスや介護を必要とする高齢者が増加している一方、働く意欲と能力を持ち可能な限り自立した在宅生活を送りたいと考えている高齢者も多くいます。

このようなことから、高齢社会における様々な対策は、高齢者の多様なニーズにきめ細かく対応して、実施する必要があります。

しかしながら、現実には、著しく高齢化が進む中、介護に関する問題や孤独死、虐待など、高齢者の人権にかかわる様々な問題が生じています。高齢者問題は、すべての人の課題であり、だれもが出会う問題です。

高齢者の人権を考えると、高齢者を福祉の対象としての「保護の客体」と見るのではなく、「権利の主体」として理解することが大切です。

## 略 年 表

1963年 (昭和38年)	・「老人福祉法」施行
1986年 (昭和61年)	・「長寿社会対策大綱」策定
1989年 (平成元年)	・「高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略（ゴールドプラン）」策定
1991年 (平成3年)	・国連総会「高齢者のための国連原則」採択
1993年 (平成5年)	・「和歌山県老人保健福祉計画」策定
1995年 (平成7年)	・「高齢社会対策基本法」施行
1999年 (平成11年)	・「国際高齢者年（1998年10月～1999年末）」実施
2000年 (平成12年)	・「社会福祉法（旧 社会福祉事業法）」改正、施行 ・「介護保険法」施行 ・「わかやま長寿プラン2000」策定
2003年 (平成15年)	・「わかやま長寿プラン2003」策定
2006年 (平成18年)	・「田辺市高齢者保健福祉計画2006」策定 ・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行

#### (2) 現状と課題

田辺市では、2006年（平成18年）に今後の高齢者保健福祉のあり方について、また介護予防事業や介護保険事業の充実、健康寿命の延伸及び地域ケア体制の構築を促進するために、「田辺市高齢者保健福祉計画2006」を策定しました。この計画に基づいて、地域支援事業など、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう支援するほか、介護を必要とする高齢者が尊厳を持って生活することができる環境づくりや社会参加の促進、施設サービスの充実など、様々な施策を推進しています。

2006年（平成18年）3月末現在、市の人口は84,975人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は21,292人です。全人口に対する高齢者人口の割合（高齢化率）は、25.1%となっており、2005年（平成17年）の全国高齢化率の21.0%と比較して高くなっています。特に、山間地域を中心に高齢化が進んでおり、旧田辺地域22.6%の高齢化率に対して、本宮地域41.0%、中辺路地域36.2%、龍神地域36.0%、大塔地域32.0%といずれも30%を超えています。市全体で、高齢夫婦世帯や高齢単身世帯が増加の傾向にあり、特に女性の高齢単身世帯が多くなっています。

高齢者の問題を考えるとき、高齢化に伴う身体機能の低下や疾病、障害などに関する健康上の問題と、豊かな老後を送るための生きがいの問題が重要となります。

超高齢社会となった田辺市は、高齢者が健康で生きがいのある豊かな生活を営むことができるよう、市全域は言うに及ばず、それぞれの地域性を視野に入れた高齢者福祉対策に取り組み、すべての市民が高齢者問題を自分自身の問題としてとらえ、高齢者の尊厳が保障されるよう、教育・啓発を推進する必要があります。

### ■ (3) 基本的な取組

#### ① 高齢者に対する人権侵害の防止

高齢者に対する虐待の防止や認知症高齢者の権利擁護等、高齢者の尊厳<sup>(\*)</sup>についての正しい認識と理解を深めるための教育・啓発を進めます。

#### ② 高齢者を地域で支え合う環境

高齢者が大切にされ、安心して快適な生活が送れるよう、地域全体で高齢者を支え合う環境づくりのための啓発及び支援を進めます。

#### ③ 高齢者の自立と生きがい

高齢者の持っている豊かな知識や経験等を生かし、社会を支える重要な一員として、雇用も含めた様々な社会活動に参加できるような機会づくりを促進するための施策を推進します。

#### ④ 高齢者を介護する家族への支援

介護をする側にも、介護による身体的・精神的な苦痛やストレス、不安が生じます。それらのストレスや不安を和らげる相談活動等の支援を進めます。

#### ⑤ 高齢者に対する総合的な施策の推進

シルバー人材センターの活動の促進、福祉サービスの利用援助や福祉機関との連携に努めます。

#### ⑥ 「田辺市高齢者保健福祉計画2006」に基づいた施策の推進

「田辺市高齢者保健福祉計画2006」についての理解を深めるとともに、この計画に基づいた施策を推進します。

## 5 障害者の人権

### (1) 基本認識

1975年（昭和50年）の国連総会において「障害者の権利に関する宣言」が採択されるなど、障害者福祉についての関心と理解を深めるための取組が進められてきました。

また、1981年（昭和56年）を「完全参加と平等」をテーマとする「国際障害者年」とし、1982年（昭和57年）第37回国連総会において、「国際障害者年」の趣旨をより具体的なものとするため、「障害者に関する世界行動計画」を採択しました。さらに、障害者の社会参加を進めるため、1983年（昭和58年）から1992年（平成4年）までの10年間を「国際障害者の10年」としました。

さらに、1995年（平成7年）の第50回国連総会において、「万人のための社会に向けて」が決議されるなど、障害者が等しく社会に出る権利があり、その基盤づくりに行政がかかわることの大切さが打ち出されたほか、2006年（平成18年）12月13日の第61回国連総会では、「障害者の権利条約」が採択され、社会にある障害を除去し、障害者の人権と自由を確保するための国際的な合意がなされました。

我が国では、2004年（平成16年）に「障害者基本法」が改正され、障害者の定義が変更されました。新しい定義では、「障害者とは、身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会的に相当な制限を受ける者をいう。」となっています。

2006年（平成18年）版「障害者白書」によると、我が国の障害者は、約655.9万人と推定されています。そのうち、身体障害児者が約351.6万人（内、身体障害児約8.1万人）で、知的障害児者は45.9万人、精神障害者は約258万人となっています。また、65歳以上の身体障害者は、約200万人と約6割の人たちで占められており、高齢化が急速に進む中で、何らかの障害を持って生活を営む人々が、地域社会の中でますます大きな割合を占めるようになってきています。

また、2005年（平成17年）4月からは、人口に占める割合は高いにもかかわらず、法制度がなく、従来の施策では十分な対応がなされていなかった

た自閉症、<sup>(\*)</sup>アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、<sup>(\*)</sup>学習障害、<sup>(\*)</sup>注意欠陥／多動性障害などの発達障害の支援体制の促進を図る「発達障害者支援法」が施行されました。

今日、障害者の問題を社会全体の問題ととらえ、対処していこうとする機運が高まってきていますが、現実には障害者が地域社会の中で生活しようとするとき、次のような障壁があります。

「物理的な障壁」・・・道路の段差、施設の階段、障害者用トイレの不備等

「制度的な障壁」・・・障害を事由とした入学、就職、資格試験等の欠格等

「文化・情報面の障壁」・・・点字図書、手話や字幕付きテレビ番組等の不足

「意識（心）の障壁」・・・無知や無関心、差別や偏見等

これら四つの障壁の中でも、障害者という視点から見ると、とりわけ障害者に対する偏見や差別的なまなざしという「意識（心）の障壁」の解消が最も重要な課題といえます。

障害者問題は自分と関係がないと考えがちですが、障害を引き起こす疾病や事故など、様々な原因はだれもが直面する可能性があります。障害者や高齢者など社会的に不利な人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが通常の状態であるという「<sup>(\*)</sup>ノーマライゼーション」の考え方にに基づき、一人ひとりが社会の中でかけがえのない存在であるということを基本にした教育・啓発を進める必要があります。

## 略 年 表

1950年（昭和25年）	・「身体障害者福祉法」施行
1970年（昭和45年）	・「心身障害者対策基本法」施行
1981年（昭和56年）	・「国際障害者年」
1982年（昭和57年）	・「国連障害者の10年（1983～1992年）」宣言 ・「障害者にかかる和歌山県長期行動計画」策定
1993年（平成5年）	・「障害者の機会均等化に関する標準規則」採択
1994年（平成6年）	・「紀の国障害者プラン」策定
1995年（平成7年）	・「障害者プラン -ノーマライゼーション七ヵ年戦略-」策定
2000年（平成12年）	・「社会福祉法（旧 社会福祉事業法）」改正、施行
2002年（平成14年）	・「障害者基本計画」策定 ・「身体障害者補助犬法」施行 ・「新アジア太平洋障害者の10年（2003～2012年）」行動課題採択
2004年（平成16年）	・「紀の国障害者プラン2004」策定

2005年（平成17年）	・「発達障害者支援法」施行
2006年（平成18年）	・「障害者自立支援法」施行 ・「国連障害者の権利条約」採択
2007年（平成19年）	・「田辺市障害者計画」策定 ・「田辺市障害福祉計画」策定

## ■（2）現状と課題

2006年（平成18年）4月1日現在、田辺市において身体障害者手帳を所持している人の数は3,711人、療育手帳を所持している人の数は594人、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の数は273人となっています。しかし、手帳の交付を受けていない身体障害者や知的障害者、精神障害者もいることから、実際はこの数字を上回っているものと考えられます。

本市では、中長期的な展望に立って総合的な障害者施策を推進するため、障害者基本法に基づく「田辺市障害者計画」と、障害者自立支援法に基づく「田辺市障害福祉計画」の策定を行い、施策の実施に取り組んでいくこととなっています。

これらの計画は、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念に基づき、バリアフリーの視点でのまちづくり、利用者の立場からの支援体制・サービス提供体制の整備等を行う計画で、支援体制の整備では、ホームヘルプサービス等の障害福祉サービス事業、社会参加を促進する事業、就労を支援する事業等、障害のある人の自立のための様々な事業を実施し、住み慣れた地域で生きる喜びを感じ、安心と尊厳をもって暮らすことのできるまちづくりに取り組むことにしています。

現実の地域社会における障害者の日常生活の実態は、人権保障という観点からみると、満足できる状況であるとはいえません。その理由としては、現在の社会の仕組みや社会の意識が、障害児者及びその家族と地域社会との結びつきを希薄にしていることなどが考えられます。

ノーマライゼーションの理念を実現するためには、すべての人が障害者問題を正しく理解するとともに、行政はもとより、市民、企業、団体等が障害者やその家族への支援策や関係する福祉施設等で働く職員に対する待遇を考慮していかなければなりません。

### （3）基本的な取組

#### ① 障害者が差別されることのない社会環境の育成

社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されたり、権利や利益が侵害されることがない社会の実現に寄与するための教育・啓発を推進します。

#### ② 心のバリアフリーの推進

それぞれの障害児者の障害の特性や程度は様々です。障害者への正しい理解と認識を深めるため、子どもたちから、ボランティア活動などを通じ、障害者との交流の機会をつくるなど、心のバリアフリーを進める教育・啓発を推進します。

#### ③ 障害者の社会参加の促進

自由な社会参加が可能となる社会とするため、生活環境面での物理的なバリアフリーや、盲導犬・介助犬等（身体障害者補助犬）に対する理解など障害者が安心して生活できるまちづくりに取り組みます。また、障害者が社会の構成員として、地域社会の中で特別視されることなく生活を送れる条件を整えるための支援を推進します。

#### ④ 障害者の社会的自立の促進

障害者とその適性と能力に応じて、可能な限り雇用の場に就き、職業を通じて社会参加できるよう教育・福祉・雇用等各分野との連携を図るとともに、障害者の社会的自立が促進されるための支援を推進します。

#### ⑤ 「田辺市障害者計画」及び「田辺市障害福祉計画」に基づいた施策の推進

「田辺市障害者計画」及び「田辺市障害福祉計画」についての理解を深めるとともに、この計画に基づいた施策を推進します。

## 6 外国人の人権

### (1) 基本認識

近年では、人、モノ、情報の交流が国境を越えて行き交い、国際的な相互依存の関係が発展する中で、様々な国籍をもった人たちが日本で生活するようになってきました。また、日本人で海外に出向く人や外国で生活する人が増加しています。

しかし、時には、言語、文化、習慣、価値観等の相違による相互理解の不足などから、相手に対する偏見や差別意識が生じています。

国と国との交流・交易によって、文明や文化の発展や伝達が広がり、多くの恩恵がなされました。一方、歴史や現状から見て、ある国が他の国に対して侵略や支配をして、その国の人々の権利を侵害していることがあります。

同じ地球上に住む人類として、歴史、文化、習慣等の違いを越えて互いの人権を尊重し、平和で共存できる社会を築いていくことがますます重要になっています。

### 略年表

1910年 (明治43年)	・「日韓併合条約」調印 (朝鮮を日本の植民地とする)
1951年 (昭和26年)	・「難民の地位に関する条約(難民条約)」採択
1965年 (昭和40年)	・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」採択 ・「日韓基本条約」締結
1981年 (昭和56年)	・「難民の地位に関する条約(難民条約)」加入
1991年 (平成3年)	・「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」施行
1992年 (平成4年)	・田辺市国際交流センター設置
1995年 (平成7年)	・「(人種差別撤廃条約)」批准
1998年 (平成10年)	・和歌山県国際交流センター設置
2000年 (平成12年)	・「外国人登録法」改正 (指紋押なつ制度の廃止、他)
2003年 (平成15年)	・「和歌山県国際化推進指針」策定

## ■ (2) 現状と課題

1980年（昭和55年）ころから、我が国に新しくやってきた外国人の登録が飛躍的に増加しています。そのころまでに約80万人の登録者数であったものが、2004年（平成16年）末には、197万人を超えました。（「平成17年度出入国管理」）

和歌山県の外国人登録者数は、2005年（平成17年）12月末には68箇国、6,747人となっており、日常生活の様々な場面で外国人と触れ合う機会が増えています。県では、「和歌山県国際交流センター」を設置、2003年（平成15年）に「和歌山県国際化推進指針」を策定し、国際化社会に対応した施策を推進するとともに、外国人に対する偏見や差別を解消するための教育・啓発に努めています。

田辺市における外国人登録人員は、2007年（平成19）3月末現在、17箇国301人となっています。田辺市では、国際交流事業の一環として、オーストラリアのワイオン市との友好提携を進めるとともに、国際交流センターを設置し、外国人向け生活相談等の事業を行っています。

外国人登録者数の増加に伴い、日本における外国人の生活や就労上の問題が生じています。外国人に対する偏見による入店拒否や公衆浴場での入浴拒否、不利な条件での雇用などの問題です。また、外国人の地方自治への参画や日本人との間に生まれた子どもに関して、国籍条項の検討も課題となってきました。

### （3）基本的な取組

#### ① 外国の歴史、文化、風習等についての理解と認識

外国の歴史、文化、風習について正しい理解と認識を深め、それぞれの生活様式を尊重し、差別や偏見をなくするための教育・啓発を推進します。

#### ② 国際理解教育の推進

学校教育においては、外国の人を招くなど多様な機会を設け、人種、民族、国籍の違いを越え、個人として尊重し合い、外国の文化や伝統を尊重し、外国人児童生徒と共に生きていく資質や能力の育成に努めます。

#### ③ 情報提供、相談支援の充実

<sup>(\*)</sup> 田辺市国際交流センターを拠点として、外国人への生活情報の提供や、相談活動の充実を図ります。

#### ④ 定住外国人の地方自治への参画

幅広い市民の意見を市政に反映していくためには、多様な文化を持っている定住外国人の意見を求めることは大切です。そのため、審議会への参画をはじめ市職員の採用に関し、その必要性を検討していきます。

## 7 感染症・難病患者等の人権

### (1) 基本認識

<sup>(\*)</sup>H I V（ヒト免疫不全ウイルス）、<sup>(\*)</sup>ハンセン病、病原性大腸菌O-157等の感染症や疾病、原爆等の被爆者などに対する誤った先入観から、いわれのない差別や偏見が生まれ、人権問題につながっています。

<sup>(\*)</sup>エイズ（後天性免疫不全症候群）は、H I Vに感染し発症する身体の免疫機能の後天的な障害ですが、1985年（昭和60年）に安全対策を怠った非加熱血液製剤によるH I V感染被害であるエイズ問題が表面化し、日本で最初にエイズ患者が認定されました。

かつて、H I V感染者等については、多くの偏見や差別意識から医療拒否、入学・就職拒否、職場解雇、公衆浴場入浴拒否などがありました。近年では社会的関心を呼び、正しい認識が徐々に広まっています。

一方で、「平成17年エイズ発生動向年報」によると、2005年（平成17年）末におけるH I V感染者は7,392人、エイズ患者は3,644人となっており、感染者の増加が続いています。

また、ハンセン病は特殊な病気として扱われ、1907年（明治40年）に「癩予防ニ関スル件」が制定されて以来、隔離政策がとられ、患者は行動、住居、職業選択、学問、結婚などの自由や権利が奪われてきました。「らい予防法」が制定された後も、強制隔離及び人権剥奪が続き、「らい予防法の廃止に関する法律」が1996年（平成8年）に制定されて、ようやく旧法の過ちが認められました。

H I V感染者、ハンセン病（元）患者等の人権問題には、医療技術の発達、病気に対する正しい認識、社会的支援が必要です。

### 略年表

1873年（明治6年）	・ ノルウェーのハンセン医師、らい菌を発見
1907年（明治40年）	・ 「癩予防ニ関スル件」制定
1929年（昭和4年）	・ 無らい県運動はじまる（強制的に隔離所に入所）
1931年（昭和6年）	・ 「癩予防法」制定（全患者を強制隔離の対象）
1943年（昭和18年）	・ アメリカで治療薬「プロミン」開発
1947年（昭和22年）	・ 日本で「プロミン」の使用開始

1948年（昭和23年）	・「優生保護法」制定（ハンセン病患者に対する優生手術を認める）
1953年（昭和28年）	・「らい予防法」制定（強制隔離を継続）
1984年（昭和59年）	・エイズ発生動向調査を開始
1985年（昭和60年）	・日本で最初のエイズ患者を認定
1989年（平成元年）	・「(エイズ予防法)」施行
1996年（平成8年）	・「らい予防法の廃止に関する法律」施行
1999年（平成11年）	・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行（エイズ予防法」を廃止）
2001年（平成13年）	・「らい予防法」違憲（訴訟で原告勝訴）
2003年（平成15年）	・ハンセン病元患者らに対する温泉ホテル宿泊拒否事件
2005年（平成17年）	・ハンセン病問題検証会議が「最終報告書」を提出

## （2）現状と課題

2001年（平成13年）5月、熊本地裁で、「らい予防法」のもとでの隔離政策を憲法違反とし、国の責任を認めた原告勝利の判決が出され、国は控訴を断念しました。しかし、これまでの政策や病気に対する誤った知識・偏見により、2003年（平成15年）のハンセン病元患者らに対する温泉ホテル宿泊拒否事件にみられたように、ハンセン病（元）患者に対する偏見や差別がいまだに存在していると思われます。現在、全国15のハンセン病療養所には約3,100余人の方が生活しています。ハンセン病に対する正しい認識と隔離政策に伴う偏見や差別を取り除く努力と病気を回復した人々が社会復帰できるための支援が求められています。

また、我が国におけるエイズ患者・感染者は、依然増加傾向にあり、国内での異性間性的接触による感染報告が増えています。ただ、差別や偏見を恐れて受診しない人も多くいることを考えるとき、潜在的な患者も相当数いるものと予想されます。

<sup>(\*)</sup> 難病とは、原因がわからず、治療法も確立されていない病気のことをいいます。そのため、家族の精神的負担並びに経済的負担が重くのしかかっているのが現状であり、より綿密に経済的及び精神的な支援を行うことが必要となっています。

### ■ (3) 基本的な取組

#### ① エイズ、ハンセン病などの感染症に対する正しい知識の普及

ハンセン病は適切な治療によって、完全に治癒する病気であり、感染力も弱く遺伝もしません。

また、エイズの原因であるH I Vも非常に感染力の弱いウイルスであり、正しい知識と予防法を知ることによって感染を防ぐことができます。

感染症に関する正しい知識をもち、その予防に必要な注意を払うよう教育・啓発を推進します。

#### ② エイズやハンセン病患者・元患者の社会参加と社会復帰への支援

H I V感染者については、安心して医療を受けられるよう啓発活動に努めます。

また、エイズやハンセン病患者・元患者に対する偏見と差別をなくし、元患者や感染者等の人たちが社会参加や社会復帰できるよう関係機関と連携を深めます。

#### ③ 難病患者や被爆者の人権に配慮した支援体制

難病患者や被爆者の現状理解に努め、本人及びその家族の人権やプライバシーの保護に努めるとともに、安心して社会生活ができるよう医療・福祉関係機関と適切な連携を深めます。

## 8 刑を終えて出所した人の人権

### （1）基本認識

我が国は罪刑法定主義の国です。人が罪を犯した場合、法律に定められた刑罰に従って一定の刑に服することになりますが、刑を終えて出所した人は、その後、社会に復帰することが法律で認められているところです。

しかし、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見は根深いものがあり、就職等に際しての差別の問題や悪意のあるうわさの流布など、社会復帰を妨げる人権侵害が起きています。刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲とあわせて地域社会などの理解と協力が何よりも必要です。

日本は諸外国に比べると治安のよい国と言われていますが、凶悪な事件も数多く発生しているのが現状です。このような犯罪から社会を守り、安心して暮らせる社会を築くためには、単に、犯罪の取締りを強化したり、犯罪者を罰するだけでは十分ではありません。罪を犯した人が再犯しないよう温かく支援したり、犯罪を未然に防ぐ地域社会づくりが重要になります。

### 略年表

1949年（昭和24年）	・「犯罪者予防更正法」施行
1950年（昭和25年）	・「保護司法」施行
1996年（平成8年）	・「更正保護事業法」施行

### （2）現状と課題

罪を犯した人の更正を援助する機関として、警察、少年鑑別所、児童相談所、補導センター、青少年補導員などがあります。一般によく知られていない機関である少年鑑別所は、家庭裁判所の審判までの間、収容する少年の処遇及び行動観察を行う業務と、少年たちがどうして非行を犯すようになったのか、今後どうすれば健全な少年に立ち戻れるのかを心理学等の

専門知識や技術によって科学的に解明するという二つの業務があり、少年の更生のために取り組んでいます。

また、犯罪や非行に陥った人が、通常の世界生活を送りながら社会の一員として立ち直るための支援制度として、国とボランティアとが協力して指導・援助する「更生保護制度」があります。その中に、法務大臣から委嘱された保護司があり、保護監察官と協働して保護観察を行うほか、犯罪や非行防止のため関係機関・団体と連携して活動しています。しかし、平均年齢は約63歳で、50歳未満がわずか6%となっており、保護司の人数が少ない上に高齢化という問題が加わってきています。

犯罪や非行を予防し、明るい社会を築くためには、地域社会における人と人とのつながりが大切です。そのため、大人も子どもも地域の一員として、温かい人間関係を築く努力を普段から続けることが大切です。

### ■ (3) 基本的な取組

#### ① 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別の解消

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別を解消するための教育・啓発を推進します。

#### ② 刑を終えて出所した人の社会復帰への支援

刑を終えて社会復帰しようとする人を受け入れる社会環境をつくっていくための啓発並びに支援を行います。

#### ③ 青少年の健全育成

青少年の健全育成を図る地域づくりに積極的に参加するよう関係機関と連携を深めます。

## 9 犯罪被害者等の人権

### (1) 基本認識

犯罪被害者とは、同じ社会の一員の犯罪によって身体や財産などの法律によって保護されている権利が侵害されることにとどまらず、ショックやストレスなどの精神的打撃や従来我的生活環境に対する社会的、経済的又は人格的影響など必ずしも法律が想定していない様々な被害を受けて、幸せに生きる権利が奪われてしまった人たちをいいます。

被害に対する実質的な救済を考えると、その場合の被害者とは、直接犯罪行為の対象となった当事者だけでなく、その遺族や家族などの近親者、さらには、救助行為などによって間接的に被害を被った者なども含んでとらえる必要があります。

犯罪被害者やその家族は、被害に遭ったという身体的・精神的な負担だけではなく、治療のための医療費や休業・退職したことによる損失等の経済的負担、さらには捜査や裁判にかかる時間的負担などに苦しんでいます。また、マスメディアによる過剰な取材や報道によるプライバシーの侵害、名誉毀損などの二次的な被害も深刻な問題となっています。

社会的な関心の高まりや関係者の努力により、最近では関連する法律の改正が行われ、犯罪被害者やその家族に対する配慮や保護などの支援体制が改善されてきました。しかし、制度面の改善だけではなく、犯罪被害者やその家族に対する無責任なうわさや中傷、興味本位の取材などがなされないよう人権に配慮していくことが大切です。

### 略 年 表

1981年 (昭和56年)	・「犯罪被害者等給付金支給法」施行
1997年 (平成9年)	・「全国被害者支援ネットワーク」設立
1999年 (平成11年)	・「被害者等通知制度」施行
2001年 (平成13年)	・「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(旧 犯罪被害者等給付金支給法)」改正
2003年 (平成15年)	・「犯罪被害者支援の日」設定
2005年 (平成17年)	・「犯罪被害者等基本法」施行

## （2）現状と課題

「2006年（平成18年）版 犯罪白書」によると、2005年（平成17年）の刑法犯の認知件数は、312万5,216件、交通事故などによる業務上過失犯罪を除く一般刑法犯は、226万9,572件であり、3年連続して減少しているものの、戦後全体を通じて見ると、なお高い水準にあります。

また、その刑法犯の認知件数を罪名別に見ると、窃盗罪（55.2%）と交通事故などによる業務上過失犯罪（27.4%）が多く、両者で全体の約83%を占めています。

同年の刑法犯の発生率（人口10万人当たりの認知件数の比率）は、2,446.2件、一般刑法犯の発生率は1,776.5件となっています。

1998年（平成10年）に<sup>(\*)</sup>カレー毒物混入事件が県内で発生しましたが、被害者やその家族の生命のみならず、深刻な精神的被害を受け、今なお回復されない状態にあると言われていています。近年、犯罪被害に対する社会的関心が高まり、ようやく犯罪被害者を保護するための法律が制定されました。

犯罪被害者に対する理解と支援には、「犯罪は被害者に対する人権侵害であり、だれもが犯罪被害者になる可能性がある。」という認識の上に立って、被害者及びその家族を社会全体で支え合う環境をつくることが大切です。

### ■ (3) 基本的な取組

#### ① 犯罪被害者等の人権についての理解と認識の促進

市民一人ひとりが、犯罪被害者等の人権に対して配慮することの大切さを認識し、犯罪被害者等への理解を深めるための啓発を推進します。

#### ② 犯罪被害者等のプライバシーを守る努力

社会の風潮等へ多大の影響力をもつマスメディア等のあり方についての啓発を推進します。

#### ③ 犯罪被害者等を励まし、支える社会づくりの促進

犯罪被害者等への情報提供、相談・カウンセリング体制の整備並びに負担軽減等の施策を進めて、犯罪被害者等を励まし、支える社会づくりのための支援を目指します。

#### ④ 再被害を防止するための連携の深化

犯罪者の再犯防止は、犯罪被害者等を救済することにつながるという認識のもと、再被害を防止するために関係機関や地域との連携を深めます。

## 10 インターネット等による人権侵害等の問題

### ■ (1) 基本認識

私たちは、インターネットの普及により大きな利便性を手に入れました。しかし、一方で匿名性や情報発信の容易さから、他人を誹謗中傷したり、差別を助長する表現（落書き等）が掲載されるなどの人権侵害の発生が社会的な問題となっています。

インターネット犯罪の主なものとして、オークションを利用した詐欺、プライバシーの侵害、個人情報の漏洩、電子メールの盗み読み、大量かつ無差別な商業メール、誹謗中傷、脅迫メール、個人的な恨み・嫌がらせ、アダルトサイトやギャンブルサイトの詐欺、コンピュータウイルスなどが挙げられます。

私たちが特に問題にすべきものとして、相手に対する誹謗中傷、嫌がらせ、差別落書きなどの人権侵害があります。インターネット掲示板への差別書き込みなどを許さない世論づくりが大切となります。

インターネットを利用する上で必要なのは、コンピュータや携帯電話を使える技能だけではありません。また、インターネットを含め、テレビ・ラジオ・新聞などメディアで流れている情報のすべてが信頼できるものとは限りません。情報を受信する側は、その情報が正しいかどうかを自ら判断し、取捨選択し、それを活用する能力を養う必要があります。

情報が氾濫している社会の中で、個人や公共の福祉に役立つ有益な媒体にしていくことが重要です。

### 略 年 表

2000年（平成12年）	・「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」施行
2002年（平成14年）	・「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」施行
2003年（平成15年）	・「個人情報の保護に関する法律」制定

#### ■ (2) 現状と課題

今日、インターネットの利用者が低年齢化しています。総務省の「平成17年度通信利用動向調査」によると、2005年（平成17年）末現在、6～12歳のインターネット利用率は65.9%、13～19歳は93.9%となっており、まさに物心ついたときから、インターネットに取り囲まれて育つ世代が増えてきているといえます。しかし、ネット上には、自殺・いじめ・差別・誹謗中傷等を内容とする情報やわいせつ画像、残酷な画像など、有害な情報が数多くあります。

家庭や学校では、操作・技能面だけでなく、ルールとマナー面を大切に指導が重要となります。例えば、「他人を誹謗中傷する発信をしないよう注意する。」、「個人の情報を掲載することの危険性やモラルなどを指導する。」、「他人から誹謗中傷を受けるなどしたときは、保護者や教職員にすぐに報告・相談する。」、「機会をとらえて、“子どもとインターネット”をテーマにした学習を行う。」などが挙げられます。

インターネットは、人々の生活にとって大変優れた情報源であるとともに、一度に不特定多数の人々に情報が伝わるだけに、大人はもちろん、子どもの時代からインターネットや携帯電話等の使用法や人権意識を身につけて、これらの情報機器を正しく活用することが大切です。

### ■ (3) 基本的な取組

#### ① 情報技術や情報処理能力とマナーの育成

情報技術や情報処理能力を身に付けるとともに、使い方によっては、人権侵害の道具となることを考え、インターネット等を正しく活用する大切さについての教育・啓発を進めます。

#### ② 情報の流出の防止

情報の流出は、プライバシーの侵害につながり、多大な損害を与えることもあり、パソコンへの不正侵入防止対策をはじめ、個人名の扱いについて慎重に対応します。

#### ③ 人権侵害への対応

インターネット上で重大な人権侵害を受けたとき、関係機関と連携の上、必要な対応をとるよう努力します。また、ネット上での人権侵害に関する相談窓口を設けます。

## 11 様々な人権

### ■ (1) 性同一性障害者の人権

「性同一性障害」は、「形態的には完全に正常で、自分の肉体がどちらの性に所属しているかをはっきり認知している一方、人格的には自分が別の性に所属していると確信している状態」と定義されています。同性愛、両性愛、服装倒錯（男性による女装、女性による男装）、性転換願望もこれに含まれます。ただし、女っぽい男性や男っぽい女性というのは、社会的通念の性差でとらえた見方に過ぎないので、性同一性障害ではありません。

また、性同一性障害は、性自認の問題であり、単なる同性愛などの性的嗜好のみの問題ではないといわれています。女性が女性を愛するとか、男性であるが男性好きというのは、自分自身の肉体的な性について特段不満を持たない者にも起こりうるものです。

さて、そのような「性同一性障害者」は、社会の無理解や偏見等によって奇異な目で見られるのみならず、就職をはじめ社会参加が難しく、嫌がらせを受けるなど、強い精神的な負担を強いられています。

そういった背景の中で、2003年（平成15年）、「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が制定され、家庭裁判所の審判によって性別の変更が認められるようになりました。

性同一性障害者や障害に対する正しい理解や認識が深まるよう啓発活動の推進に努める必要があります。

### ■ (2) アイヌの人々の人権<sup>(\*)</sup>

アイヌの人々は北海道を中心に居住している先住民族で、北海道に住むアイヌの人々の人口は、約24,000人（「平成11年北海道ウタリ生活実態調査報告書」）です。

古来、サハリン南部、千島列島、北海道本島、東北北部などで狩猟や漁労を中心として、自然の豊かな恵みを受けて独自の平和な生活と文化を築き上げてきました。

しかし、近世から近代のはじめにかけて日本人（倭人）が侵入し、次第

にアイヌ独自の生活様式や文化は侵害されるようになりました。

明治政府は1899年（明治32年）、アイヌの人々への農業の奨励、教育などの保護対策の実施を目的に「北海道旧土人保護法」を制定しましたが、この法律はアイヌの人々の窮状を改善するには十分ではなく、人権尊重の観点に立ったものではありませんでした。

戦後、我が国の民主化が進むのに呼応するように、1946年（昭和21年）に北海道ウタリ協会が設立され、アイヌ民族の自立と社会的地位の向上を目指す運動が展開され、後の「北海道ウタリ生活実態調査」の実施や「アイヌ民族に関する法律」の実現に向けた陳情へと発展していきました。そして、遂に、1997年（平成9年）、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。この法律は、アイヌ語やアイヌ伝統文化の保存振興及びアイヌの人々に対する理解の促進を通じ、アイヌの人々の民族的な誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて、我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的にしています。

今では、アイヌの人々の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、アイヌ文化を振興し、アイヌの伝統等に対する国民の理解を促進するための様々な施策が推進されています。しかし、社会的にも経済的にも恵まれない状況に置かれてきた長い苦難の歴史の中で、アイヌの人々の言語や文化、伝統的生活習慣など失われていったものは少なくありません。

また、アイヌの人々と北海道民一般との格差は一定解消されてきているものの、生活保護率や高校・大学進学率などで格差が認められるほか、結婚や学校などにおいても、今なお差別や偏見が存在していることが、1999年（平成11年）の「北海道ウタリ生活実態調査報告書」に見られます。

アイヌの人々の伝統や文化を理解し、偏見や差別をなくすことが求められます。

### ■ (3) ホームレスの人権

近年、経済情勢の悪化、家庭問題等の要因によって、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた人が増加しており、大都会

を中心に公園、河川、海岸、道路、駅舎等を起居の場所として生活を送っています。その人たちの多くは、衛生状態が悪く満足な食事もできていません。時として、暴力の被害に遭う事件も発生しています。

こうした中、ホームレスの自立支援等に関する施策を総合的に推進するため、2002年（平成14年）に、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、都道府県及び市町村では、この法律に基づき、必要に応じて実施計画を策定し施策を推進しています。また、ホームレスとなるおそれのある人たちに対して、県・市町村が連携し、民生委員や社会福祉協議会の協力を得て生活相談体制を支援することにより、ホームレスになることを未然に防ぐ取組も始まっています。

このため、必要に応じて、ホームレスの自立に向けた支援、ホームレスとなるおそれのある人たちへの支援、ホームレスの人権擁護と地域における安全・安心の確保を図る施策を講ずる必要があります。

#### ■ (4) 環境と人権

環境問題には、地球温暖化、国内外の森林伐採、化学薬品による公害、大気汚染、ごみ問題等があります。20世紀後半よりこれらの問題が大きく取り上げられ、私たちの健康や生命に大きな危機を与えるようになってきました。

大気汚染やごみ問題の要因として、大量生産・大量消費・大量廃棄等があり、その中に私たちの生活が入り込んでしまっているということです。これらから脱却する一つの指標として、「環境問題は、だれがいけないという視点ではなく、自分たちが置かれている生活環境そのものに問題がある。」という認識が大切です。

1997年（平成9年）に採択された京都議定書では、1990年（平成2年）を基準にして、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の間に二酸化炭素の排出量を6%削減することを目標としていますが、我が国では、1990年から2000年までの間に10.6%増えています。

一方ドイツは18.7%削減しています。ドイツを含めたEU<sup>(\*)</sup>（欧州連合）は削減目標を非常に厳しく設定し、EU全体でそれに向けて政策を展開し

ています。

我が国でも、行政の具体的施策、企業の努力、そして私たちの自覚と協力など、すべての人たちの真剣な取組によって、解決の方向を見い出していかなくてはなりません。

環境分野で初のノーベル平和賞を受賞し、来日したケニア副環境相、ワシントン・マータイ氏は、「環境と平和」をテーマにした基調講演の中で、「植林により土地と表土を守り、土壌を安定化することができます。まきを集めたり、木材にすることができます。動物の餌にもなります。また、日本には“もったいない”という文化があることを知りました。この言葉をアフリカと日本の女性をつなぐキーワードにして、資源を有効利用する『もったいない運動』のネットワークを作りたい。」と呼びかけました。

「もったいない文化は、私たちの住環境や健康にとって大切であるばかりではなく、平和にもつながる。」というマータイ氏の言葉は、環境問題が持つ深い意味を教えています。

### ■ (5) 北朝鮮当局による人権侵害問題

2002年（平成14年）9月17日の日朝首脳会談で、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）当局は、長年否定していた日本人の拉致を初めて認めて謝罪しました。この事件は人々に大変なショックを与えました。同年10月15日に、北朝鮮当局による拉致被害者のうち5人の帰国が実現し、その後、2004年（平成16年）5月22日には、拉致被害者の家族5人の帰国も実現しました。しかし、そのほかの被害者については、いまだ北朝鮮当局から納得のいく情報は提供されておらず、安否不明のままです。

そのような中、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ、北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006年（平成18年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

拉致問題は、国際的連帯と友好に反し、拉致行為の遠因・背景として、いかなる理由があろうとも、明らかな人権侵害です。日朝国民間の友好と

信頼関係を促進するためにも、北朝鮮当局による拉致問題の解決に向けて、関心と認識を深めるとともに、拉致問題に関連させて、新たな差別や偏見が助長されないように努める必要があります。

同時に、国際的な人権問題についても関心を深めていくことが大切です。